

六	五	四
次に掲げる貨物（二の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)・(二) (略)	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)・(二) (略) (三) 推進装置であつて次に掲げるもの若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材若しくは多段ロケットの切離し装置若しくは段間継手又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品 1 ロケット推進装置 2 ターボジェットエンジン、ターボファンエンジン、ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン、 <u>デトネーションエンジン</u> 、複合サイクルエンジン又はターボプロップエンジン (四) (二十六)
(略)	(略)	(略)

六	五	四
次に掲げる貨物（二の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)・(二) (略)	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)・(二) (略) (三) 推進装置であつて次に掲げるもの若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材若しくは多段ロケットの切離し装置若しくは段間継手又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品 1 ロケット推進装置 2 ターボジェットエンジン、ターボファンエンジン、ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン、 <u>複合サイクルエンジン</u> 又はターボプロップエンジン (四) (二十六)
(略)	(略)	(略)